

「多治見市病後児保育対策事業に関する補助金交付要綱」の一部改正について

令和4年4月から病児保育の実施に伴い、現行の補助要綱の見直しを行います。

1 改正概要

- (1) 要綱の名称を「多治見市病児・病後児保育対策事業に関する補助金交付要綱」とする。
- (2) 補助対象に病児保育事業を加える。
- (3) 利用料に対する補助内容を見直し、病児・病後児ともに同額の補助とする。
- (4) 診断書の作成に関する補助の実施。

2 利用料の補助内容の見直し

(1) 現行

病児保育	病後児保育
なし	多子世帯：全額補助(県 1/2、市 1/2) 生活保護：全額補助(市 10/10) 上記以外：800円/1時間(市 10/10) ※上限は1傷病につき16,000円

(2) 見直し後（病児・病後児ともに同じ）

多子世帯	全額補助(県 1/2、市 1/2)
生活保護	全額補助(市 10/10)
上記以外	2,000円/日を超した額の半分を助成 ※上限は20,000円/1傷病

0円 2,000円 4,000円 6,000円

利用料	2,000円の場合	自己負担2,000円	
	4,000円の場合	自己負担3,000円	市補助 1,000円
	6,000円の場合	自己負担4,000円	市補助2,000円

3 診断書の作成に関する補助の実施

(1) 補助内容

1,000円以上の診断書料に対し、1,000円/1通の補助を行う。

(2) 概要

	診断書料が1,000円の場合	診断書料が2,000円の場合
診断書料	1,000円	2,000円
補助額	1,000円	1,000円
利用者負担額	0円	1,000円